

## 井原市住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全及び環境問題に関する市民意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽熱温水器（以下「温水器」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において井原市住宅用太陽熱温水器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (対象温水器)

第2条 補助金交付の対象となる温水器は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかであること。

(ア) 太陽熱を利用する温水器（自然循環型又は真空貯湯型のものをいう。）

(イ) 不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽から構成され、温水、冷暖房等に利用されている太陽熱高度利用システム

(2) 一般に販売されているものであること。

(3) 未使用のものであること。

### (補助金交付対象者等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する者のうち、自らの居住の用に供する市内の住宅に温水器を設置する者又は温水器が設置された市内の新築住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する者

(2) 市税を完納している者

2 補助対象経費は、温水器の購入費及び工事費とする。

3 補助金交付は、同一の住宅について1回限りとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金額は、補助対象経費の10分の1以内の額とする。ただし、補助金額の上限は30,000円とし、当該金額に1,000未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (交付申請)

第5条 申請者は、温水器を設置した日から6か月以内に井原市住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 温水器の設置状況を示す写真
- (2) 温水器の保証書の写し
- (3) 温水器及び設置費用に係る領収書及びその内訳書の写し
- (4) 温水器の仕様が確認できる資料の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市外に住所を有する者のうち、温水器を設置した住宅の完成後において、井原市に転入する申請者は、前項の書類に加え、住民票の写し及び納税証明書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めたときは、井原市住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金交付を決定したときは、申請者から井原市住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付請求書（様式第3号）の提出を求め、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後の温水器の設置分について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後の温水器の設置分について適用する。